

富山県公衆浴場衛生設備改善事業及び公衆浴場施設等整備事業  
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、公衆浴場衛生設備改善事業補助金及び公衆浴場施設等整備事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定により、知事の許可を受けた施設であつて、物価統制令第4条の規定により入浴料金の価格が統制されているもののうち、脱衣場と浴室を合わせた面積が210㎡以下のものをいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、次の各号に定める者に対し、予算の範囲内において次条に定める補助金を交付するものとする。

- (1) 住民の日常生活において欠くことができない公衆浴場の経営の合理化と公衆衛生の向上を図るための公衆浴場衛生設備改善事業（以下「衛生設備改善事業」という。）を行う者
- (2) 公衆浴場の確保とその経営の安定を図るために株式会社日本政策金融公庫の資金を借り入れて公衆浴場施設等整備事業（以下「施設等整備事業」という。）を行う者（公衆浴場法第2条の規定により許可を受けようとする者を含む。）

(交付の対象経費)

第4条 前条の規定により交付する補助金の対象となる経費は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公衆浴場衛生設備改善事業補助金

前条第1号に定める衛生設備改善事業に要する経費であつて、別表1に掲げる設備の新設又は更新に係るもの（工事費を含む。）とし、1施設当たりの補助対象基本額及び補助対象限度額は、同表に定めるところによる。

(2) 公衆浴場施設等整備事業補助金

前条第2号に定める施設等整備事業に要する経費であつて、株式会社日本政策金融公庫の貸付対象となる浴場施設設備の整備に要する経費とし、補助基準額は、別表2のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 前条の補助金の交付額は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。ただし、算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 公衆浴場衛生設備改善事業補助金

別表1に掲げる区分ごとの事業に要した経費又は補助対象基本額によって算定した経費のいずれか低い額の3分の1（同表の第15項の事業にあつては4分の1）以内の額とする。ただし、同表の第1項、第2項、第9項又は第11項に掲げる設備を複数設ける場合は、1設備ごとに算出するものとする。

(2) 公衆浴場施設等整備事業補助金

別表2に基づき算定した補助基準額について、当該事業を行う者が株式会社日本政策金融公庫との借入契約に基づき支払う利子(延滞利子を除く。)のうち、資金を借り入れた日(1契約に係る資金を2回以上に分けて借り入れた場合は、最終借入日)から60月間の借入利子相当額の2分の1以内の額とし、同表に定める算定式により算出した額とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の様式は、第2項第1号にあつては様式第1号、同項第2号にあつては様式第2号のとおりとする。なお、公衆浴場施設等整備事業補助金の交付の申請は、事業完了予定日又は株式会社日本政策金融公庫の最終貸付日のいずれか遅い日の属する年度に行うものとする。

2 前項の交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公衆浴場衛生設備改善事業補助金

ア 公衆浴場衛生設備改善事業計画書（様式第3号）

イ 衛生設備改善事業の概要等がわかる書類

(2) 公衆浴場施設等整備事業補助金

- ア 公衆浴場施設等整備事業計画書（様式第4号）
- イ 公衆浴場業に係る株式会社日本政策金融公庫資金貸付証明書（様式第5号）
- ウ 株式会社日本政策金融公庫貸付金償還予定表
- エ その他施設等整備事業の概要がわかる書類

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、若しくは、中止し、又は廃止しようとするときは、様式第6号により、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第7号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 額の確定においては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する実績報告書の様式は、第2項第1号にあつては様式第8号、同項第2号にあつては様式第9号のとおりとする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公衆浴場衛生設備改善事業補助金
  - ア 公衆浴場衛生設備改善事業実績書（様式第10号）
  - イ 衛生設備改善事業の完了がわかる書類
- (2) 公衆浴場施設等整備事業補助金
  - ア 公衆浴場施設等整備事業実績書（様式第11号）
  - イ 株式会社日本政策金融公庫貸付金償還予定表
  - ウ その他施設等整備事業の完了がわかる書類

#### 附 則

- 1 昭和49年4月1日以降において本要綱第4条に定める施設の新設又は更新したものについて適用する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、昭和62年3月31日以前に公衆浴場法第2条の規定により知事の許可を受けた施設であって、物価統制令第4条の規定により入浴料金の価格が統制されているもののうち、脱衣場と浴室を合わせた面積が210㎡を超える公衆浴場（昭和62年3月31日以前に同条の許可を受けた後、昭和62年4月1日以降に改築のため同条の許可を受けたものを含む。）について、この要綱を適用する。
- 3 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条第1号及び様式第3号中「新設又は更新」とあるのは、「新設、更新又は修繕」に読み替えるものとする。

#### 附 則

昭和49年7月1日以降において本要綱第4条に定める施設の新設又は更新したものについて適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和50年8月1日以降において本要綱第4条に定める施設の新設又は更新したものについて適用する。
- 2 昭和50年7月31日以前において本要綱第4条に定める施設の新設又は更新したものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和60年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日以降の公衆浴場衛生設備改善等事業（昭和62年3月31日以前に公衆浴場法第2条の許可を受けた脱衣場と浴室を併せた面積が210㎡を超える公衆浴場（昭和62年3月31日以前に同条の許可を受けた後、昭和62年4月1日以降に改築のため同条の許可を受けたものを含む。）の公衆浴場衛生設備改善等を含む。）について適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度に着手した設備の新設、更新又は施設等の整備に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。